

VI 藤女子大学学生会会則

第 1 章 総 則

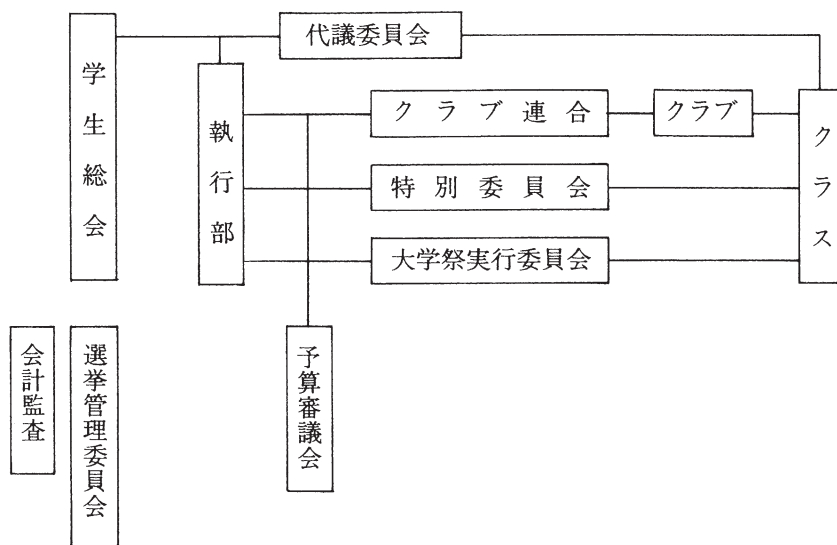
- 第 1 条 本会は藤女子大学学生会と称する。
- 第 2 条 本会は本学の全学生をもって組織する。
- 第 3 条 本会は学生相互の自治の精神に基づき、学生間における相互親睦をはかり、学生生活の向上をはかることを目的とする。
- 第 4 条 会員は本会規約に基づく最低限の権利と義務を有する。

第 2 章 会員の権利・義務

- 第 5 条 本会の会員は、次の権利・義務を有する。
1. 学生会活動への参加
 2. 学生会活動への批判の自由
 3. 選挙権及び被選挙権
 4. 決議事項の履行
 5. 所定の会費納入
 6. 学生総会への出席

第 3 章 構 成

- 第 6 条 本会は、次の機関をおく。
- | | |
|-------------|------------|
| 1. 学生総会 | 1. 代議委員会 |
| 1. 執行部 | 1. 代表者会議 |
| 1. クラブ連合 | 1. 特別委員会 |
| 1. 大学祭実行委員会 | 1. 予算審議会 |
| 1. 会計監査 | 1. 選挙管理委員会 |
| 1. クラス | 1. クラブ |



第 7 条 本会の機関は、会長が必要と認めた場合便宜上、北 16 条校舎、花川校舎に分かれて運営できる。ただし、あらゆる決議における優劣はないものとする。

第 4 章 学生総会

第 8 条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、全会員によって構成される。

第 9 条 学生総会は会員全員の出席を原則とし、全会員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。ただし授業の関係で会員が不在の場合は委任状を認める。

第 10 条 総会を開く場合、その為に特別の時間を設けることができる。ただし、会長は、開催にあたって、原則として 5 日前までに日時・場所・議題を所定の場所に公示しなければならない。

第 11 条 学生総会は、下記の場合、会長がこれを召集する。

1. 会長がその必要を認めた場合
2. 代議委員会の要請があった場合
3. 全会員の 5 分の 1 以上の連署による要請があった場合
4. クラス数の 4 分の 1 の要請があった場合

第 12 条 学生総会は、主として下記の事項について議決または承認する。

1. 執行部の基本活動方針の報告
2. 予算案、決算の承認
3. 本会会則の改正
4. 会長の不信任

5. その他本会運営に必要な事項

第 13 条 総会の議長・副議長・書記は、代議委員会の議長・副議長・書記が当たり、これを議長団とする。

第 14 条 決議は、出席者数の過半数の同意を必要とする。ただし、本会会則の改正の際は3分の2以上の同意を必要とする。

第 5 章 代 議 委 員 会

第 15 条 代議委員会は、学生総会に次ぐ議決機関であり、学生会に関する必要事項を審議、決定する。

第 16 条 代議委員会は、各クラスより選出された2名の代議委員をもって構成され、会長他、執行部員1名をオブザーバーとする。任期は4月から翌年3月までとする。

第 17 条 代議委員長は、代議委員の中から1名選出され本会の議長となる。副議長・書記は、立候補がない場合は、議長が任命する。

第 18 条 代議委員会は、クラス数の3分の2以上の出席で成立し、出席クラスの過半数で議決する。

第 19 条 代議委員会は、下記の場合に代議委員長がこれを召集する。

1. 年2回の定例
2. 会長の要請があった場合
3. 代議委員の5分の1以上の要請があった場合
4. 会員50名以上の連署による要請があった場合

第 20 条 代議委員会は、次の事項について議決または承認する。

1. 執行部の基本活動方針の報告
2. 予算案、決算の承認

第 21 条 代議委員は、代議委員会の決議事項をクラスの全員に報告する義務をもち、また、クラスの意見を代議委員会に提出する義務を有する。

第 22 条 代議委員は、正当な理由がある場合には、クラス数の3分の2以上の賛成をもって執行部の不信任案を学生総会に提出することができる。

第 23 条 各クラスの会員は、その過半数によってそのクラスの代議委員を不信任することができる。

第 24 条 代議委員は、執行部役員・大学祭実行委員会役員・クラブ役員の任務を兼ねることができない。

第 25 条 非常事態にて、総会をもつことが不可能な場合は、全会員の委任状により、代議委員が議決または承認する。

第 26 条 会長が必要と認めた場合、代議委員会にクラブ連合代表者及び大学祭実行委員

長が議決権をもって出席することを認める。

第 6 章 執 行 部

第 27 条 本会の執行機関、総括機関として執行部をおく。

第 28 条 執行部は、次の事項を行う。

1. 総会で決議された事項の執行及び全会員への報告
2. 議決機関に議案を提出し、その決議、承認事項を執行する
3. 予算案の作成
4. クラブ連合、大学祭実行委員会の会計監査
5. 本会会計の予算・決算報告
6. 会長選挙の告示、受け付け窓口となる

第 29 条 執行部が統括機関としての役割を果たすため、各機関よりその活動の報告を受け、承認する権利を有する。

第 30 条 執行部は、その執行状況を代議委員並びに全会員に報告する義務を有する。

第 31 条 執行部は、その予算を予算審議会に提出し、決算報告もしなければならない。

第 32 条 執行部は、下記の通りの役員をおく。

会 長	1 名
副会長	1 名
会 計	1 名
書 記	1 名

第 33 条 会長は、必要と認めた場合、人員を増やすことができる。

第 34 条 執行部員は、会長が指名し、任命する。会長及び役員の任期は 4 月から翌年 3 月までとする。

第 35 条 会長は、本会を代表し、本会会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。

第 36 条 執行部員の解任・辞任

1. 執行部役員は、正当な理由なくして解任されない。解任の際は、執行部、代議委員会の承認を得て、会長が解任勧告を行うことができる。
2. 執行部役員は、一身上の都合により会務遂行を行うことができない場合、会長に辞表を提出し、執行部の承認を得て、辞任することができる。
3. 執行部役員の解任・辞任は、全会員に報告されなければならない。

第 37 条 執行部は、次の場合解散する。

1. 任期が終了した場合
2. 会長が本学の学生会員の資格を失った場合

3. 学生総会によって不信任された場合

第 38 条 執行部解散の場合、旧執行部は新執行部が設置されるまで、そのまま任務を遂行する。

第 39 条 執行部役員は、特別委員会を除き、代議委員・大学祭実行委員会役員・クラブ役員の仕事を兼ねることができない。

第 7 章 選挙管理委員会

第 40 条 選挙管理委員会は、会長の選挙に関する業務を行う。

第 41 条 選挙管理委員会は、会長候補が 2 名以上いる場合のみ組織され、その業務を行う。立候補者 1 名の場合は、代議委員会の承認をもってこれに替える。

第 42 条 1. 選挙管理委員会は、各クラスより 1 名ずつ選出された選挙管理委員で構成される。任期は 4 月から翌年 3 月までとする。

2. 選挙管理委員会は、委員の互選により、委員長 1 名、副委員長 2 名をおく。

第 43 条 選挙管理委員会は、如何なる選挙活動もしてはならない。

第 44 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

1. 選挙の日時・場所・その他必要事項を選挙の 14 日前までに公示しなければならない。

2. 立候補者の届け出締切り日を受付け開始 10 日目とし、立候補者の名簿を投票日の 6 日前までに所定の場所に公示しなければならない。

3. 第 6 章、第 37 条、2・3 の適用の場合は、ただちに立候補者の受付を開始する。

4. 立候補者の届け出を受けたら、ただちに委員会指定のポスター用紙 4 枚を立候補者に渡し、会員にその旨を明示させる。その他選挙活動に関する規定は、別に定める。

5. 締切り後、1 週間以内に立候補者の立会演説会を開催しなければならない。その場合各立候補者は 1 名の応援演説者を有することができ、持ち時間は選挙管理委員会が指定する。

6. 投票は、立会演説会終了から翌日までに行う。用紙は、1 人 1 人に渡し、各クラスごとに回収する。

7. 各立候補者の責任者立会いのもとに開票し、結果を全員に明示する。

第 45 条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの

2. 立候補者以外の名を書いたもの

3. 2 名以上の候補者の名を書いたもの

4. 関係外のことを書いたもの

5. 読解困難なもの

ただし、白紙は不信任とみなし有効とする。

第 46 条 投票の際は、全会員数の 2 分の 1 以上の有効投票数を必要とする。

第 47 条 届け出期間を過ぎても立候補者が出ない場合は、やむを得ず下記の方法をとる。
会長候補として、各クラスより選挙方式で 1 名選出し、その中から互選により会長候補を決め、代議委員会において承認をうけるものとする。

第 48 条 選挙に関する責任は、選挙管理委員長がこれを負う。

第 8 章 代表者会議

第 49 条 代表者会議は、本会の円滑な運営をその目的とする。

第 50 条 代表者会議は、大学内におけるあらゆる行事及び活動についての審議権をもち、その内容を執行部に助言する。

第 51 条 代表者会議は、執行部役員、クラブ連合所属のクラブの代表者、大学祭実行委員長により構成される。ただし、必要な場合には、これに他の人員を加えても良い。

第 52 条 議長は、原則として会長がこれにあたる。

第 53 条 代表者会議は、下記の場合に議長がこれを召集する。

1. 1 年に 2 回の定例
2. 議長が必要と認めた場合
3. 構成員の要請があった場合

第 9 章 特別委員会

第 54 条 特別委員会は、本会の重要な行事及び業務執行上会長が必要と認めた場合、設置される。

第 55 条 特別委員会は、執行部の指示に従って、行事及び業務の企画・運営をする。

第 10 章 大学祭実行委員会

第 56 条 大学祭実行委員会は、藤陽祭・藤花祭実行委員会とする。

第 57 条 大学祭実行委員会は、各大学祭に関する最高の執行機関である。

第 58 条 大学祭実行委員会は、学生の有志により組織される。

第 59 条 大学祭実行委員の募集は、旧大学祭実行委員会もしくは執行部が行う。

第 60 条 大学祭実行委員の任期は、発足時から 1 年間とする。

第 61 条 大学祭実行委員会役員は、代議委員・執行部役員・クラブ役員の任務を兼ねる

ことができない。

第 62 条 大学祭実行委員会は、大学祭における全責任を負う。

第 63 条 大学祭実行委員会は、会長他、執行部員 1 名をオブザーバーとする。

第 64 条 大学祭実行委員会は、その活動を執行部に報告する義務を有する。

第 65 条 大学祭実行委員会は、その執行状況を執行部を通して、全会員に報告する義務を有する。

第 66 条 大学祭実行委員会は、予算を予算審議会に提出し、決算報告もしなければならない。

第 11 章 予算審議会

第 67 条 本会の予算案を審議作成するための連絡協議会として予算審議会をおく。

第 68 条 構成員は、執行部、クラブ連合、大学祭実行委員会から選出された各 2 名によりなる。

第 69 条 予算審議会は、予算案承認後、解任される。

第 70 条 予算審議会によって審議された予算案は、執行部より代議委員会に提出され、代議委員会の承認を得なければならない。

第 12 章 会計

第 71 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 72 条 本会の運営経費は、本会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

第 73 条 本会の会費は、年会費 1,000 円とする（4 月納入）。ただし、臨時会費徴収の際は、代議委員会において、承認されなければならない。

第 74 条 本会費の会計は、執行部の会計役員がその責任をもつ。

第 75 条 本会費の改正は、学生総会において決定する。

第 76 条 会計役員は、決算報告書を会計監査へ提出する義務を有する。

第 13 章 会計監査

第 77 条 会計監査は、執行部の任命により、2 名をおく。

第 78 条 会計監査委員の任期は、4 月から翌年 3 月までとする。

第 79 条 会計監査委員は、全会員の 5 分の 1 以上の要請があった場合、監査を行う。

第 80 条 本会費の決算は、年度末に会計監査委員によって監査され、代議委員会の承認を得なければならない。

第 14 章 クラス

第 81 条 クラスは、本会を構成する基本機関である。

第 82 条 クラスは、その活動に関して規約に反しない限り独自の決定による。

第 15 章 クラブ

第 83 条 クラブは、その活動を通じて学生生活の充実と向上をはかる課外活動の主要な機関である。

第 84 条 クラブ連合規約は別に設ける。

第 85 条 クラブの費用の一部は、学生会費から援助される。

第 86 条 クラブ連合の会計年度は、本会会計年度に準ずる。

第 87 条 クラブの予算案は、執行部を通じ、予算審議会にて審議される義務を有し、決算は執行部により、最終監査される。

第 88 条 クラブは、クラブ連合、執行部に活動報告書を提出しなければならない。

附 則 本会則は、平成 14 年 1 月 1 日より施行とする。